

出生

に関連するおもな手続

下記にあてはまりますか？ あてはまる手続をご自身で確認してください	手続	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍 お子さんのマイナンバー	後日通知を郵送いたします (約1か月かかります)			市民課 市役所1階7~10番窓口	
お子さんの住民票コード	後日通知を郵送いたします				
保険 年金 お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入			市民課 市役所1階7~10番窓口	
→出産した方が国民健康保険の方 ① 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1)の手続きをし、出産費用が50万円(※2)に満たなかった方 ② 「直接支払制度」(※1)を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方	「出産育児一時金」の支給申請	<ul style="list-style-type: none"> ・出産した方の国民健康保険証 ・世帯主の普通預金通帳 ・母子健康手帳 <病院でもらった次の2点> <ul style="list-style-type: none"> ・出産費用の領収・明細書の写し ・直接支払制度利用合意書の写し 		保険年金課 市役所1階12番窓口	
→出産した方が国民健康保険以外の方	※同様の制度があります 手続方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください			健康保険の加入先	
出産した方が国民年金第1号被保険者の方	産前産後期間の保険料免除	・母子健康手帳		保険年金課 市役所1階12番窓口	
※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度 ※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では48.8万円					
こども					
児童手当を申請する方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請してください 出生の翌日から起算して15日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・請求者と配偶者のマイナンバーの確認できる書類 ・請求者の預金通帳 ※公金受取口座(マイナポータル)を希望する場合は、省略可 ・請求者の健康保険証 ※その他書類が必要な場合があります ※2人目以降は、上記書類は不要で申請できます 		子育て支援課 市役所1階14番窓口	
子育て支援医療証を申請する方	子育て支援医療証の申請	健康保険証(子)		※必要なものがそろっていない場合も窓口へお越しください	
保育所等に入所を希望する方 (生後2か月から受入可能)	保育所等の入所申込	詳しく説明しますので、窓口までお越しください			
育児休業を取得する方	教育・保育給付認定変更申請書兼届出事項変更届	保育所等に入所している児童の保護者が育児休業を取得するときには届出が必要です 育児休業に入る月の20日までに届出をしてください <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書(育児休業期間の記載があるもの) ・届出人の本人確認書類 			
未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	受付窓口でご相談ください			
赤ちゃん訪問事業(乳幼児全戸訪問事業)のご案内	生後4か月までの赤ちゃんとお母さんのいるご家庭に、保健師や助産師等が訪問します 赤ちゃんやお母さんの健康状態の確認や育児の相談、情報提供等を行います 訪問の際は事前にご連絡します	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳 ・すこやかキッズ(黄色の封筒) 		こども家庭課 すこやかセンター2階 0238-27-7550	
その他 市営住宅に入居している方	市営住宅の同居手続			市営住宅指定管理公益サービス共同企業体 0238-40-8700	
出産する方が国民健康保険の方	産前産後期間の国民健康保険税の軽減制度の申請	母子健康手帳		税務課 市役所2階2番窓口	



〒992-8501

米沢市金池五丁目2番25号 米沢市役所

☎0238-22-5111

開庁（受付）時間 8時30分～17:00

（土日・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです）

米沢市ホームページ <http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/>

手続きチェックシート 出生

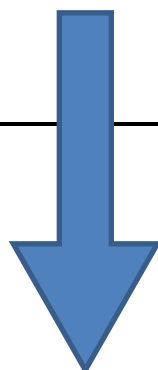
ご誕生おめでとうございます

お子さまが生まれたら 14日以内に届出してください

出生届 ※届出人：父または母

《届出に必要なもの》

- ・ 医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・ 母子健康手帳（後日でも可）
- ・ お誕生連絡カード（後日でも可）



関連する手続きは内側にあります
必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

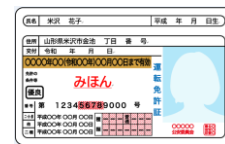
忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・ パスポート
- ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・ 健康保険証
- ・ 介護保険証
- ・ 年金手帳[※]
- ・ 社員証、学生証など

[※]年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係等により確認させていただきます。
2. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。